

平成28年熊本地震により被害を受けた農産物の生産・加工に必要な施設・機械の再建・修繕を支援します。

～震災復旧緊急対策経営体育成支援事業(被災農業者向け経営体育成支援事業)～

南阿蘇村農政課

支援のポイント

- ①農産物の生産・加工に必要な施設(畜舎、農業用ハウス、加工施設等)の再建・修繕や、農業用・加工用機械の取得・修繕に対し、助成します。
- ②営農再開を前提に、農産物の生産に必要な施設の撤去について定額助成します。
- ③助成率は、再建・修繕 9/10以内(※詳細は裏面参照)
撤去 10/10以内(※詳細は裏面参照)
- ④平成28年熊本地震により被害を受けた日以降の取組(着工)であれば、事業計画承認等の手続き前であっても支援の対象となります。
 - ① 施設の被害状況、作業を行った者、日付け、費用の額が分かる書き物や写真
 - ② 作業を外注した場合の発注書、納品書、請求書、領収書などの書類の保存をお願いします。

支援対象者

熊本地震による農業被害により農業用施設等が被災した者※であって、地方公共団体による支援や融資を受けて、被災施設の復旧等、又は倒壊した畜舎等の撤去を行うことにより農業経営を継続しようとする農業者

※市町村から被災証明を受ける必要があります。

お問い合わせ先

本事業による農業者への支援は、市町村を通じて行われます。

事業の詳細は、以下の市町村担当課や国、県の担当課へお問い合わせ下さい。

〔南阿蘇村〕

農政課農政係

TEL 0967-62-9113(直通)

〔九州農政局〕

経営・事業支援部 経営支援課

TEL 096-211-9111(内線4493、4495)

〔農林水産省〕

経営局 就農・女性課経営体育成支援室

TEL 03-6744-2148(直通)

〔熊本県県北広域本部〕

農業普及・振興課担い手・調整班

TEL 0967-22-1115(直通)

〔熊本県農林水産部〕

農地・担い手支援課担い手支援班

TEL 096-333-2382(直通)

支援対象の詳細は裏面へ

支援対象（施設の再建・修繕等）

対象となる事業内容

- ① 農産物の生産及び生産した農産物の加工に必要な施設並びにその附帯施設の再建・修繕（必要な資材を購入して自ら再建・修繕する場合を含む）
（例）：畜舎、農業用ハウス、育苗施設、農作業用施設（農機具格納庫や農業資材庫）、堆肥製造施設、加工施設、加温用ボイラー、水耕栽培用ベンチなど
- ② 農業用機械及び生産した農産物の加工に必要な機械の取得・修繕
（例）：トラクター、田植機、コンバインなど

※ 以下のものは対象となりません。

- ・ 農業生産・加工に必要な施設以外の施設（販売に関する施設等）
- ・ 附帯・補完的器具（育苗箱、パレット、コンテナ、運搬台車等）
- ・ 消耗品（トンネル、マルチ、燃料、農薬、肥料等）

※ 施設の強度の向上や規模拡大等を行うことも可能ですが、原形復旧を超える部分は自己負担となります。

※ 被災地での再建が困難な場合には、場所を移動して再建することも対象となります。

助成率

事業費 × 9/10以内（国、県、市町村による支援分）

園芸施設共済の対象となる施設については、

- ① 共済加入の場合は共済金の国費相当額を合わせて 9/10
- ② 共済未加入の場合は 8/10
となります。

支援対象（施設等の撤去）

対象となる事業内容

被災した施設（農産物の生産に必要なもの）の解体、廃材の運搬・処理等の撤去

助成率

定額助成単価※に施設の面積を乗じた金額と、撤去を行うために実際に支出する（した）費用のうち、いずれか低い額

※定額助成単価

- ① 被覆材がガラスのハウス1,200円/㎡
- ② 被覆材がプラスチックで骨材が鉄骨のハウス880円/㎡
（骨材に鋼材を使っているもの、太いパイプ等で強度を向上させたものを含む）
- ③ 被覆材がプラスチックで骨材が鉄骨でないハウス290円/㎡
- ④ 畜舎4,500円/㎡
- ⑤ その他（市町村特認）